# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名	
6	国民健康保険に関する事務	基礎項目評価書

### 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

鳴沢村は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じることにより、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

・本事務の一部を外部委託しているが、外部委託にあたっては、契約書に秘密の保持に係る条項を 設け、取り扱う情報の秘密保持を徹底している。

・職員及び委託事業者による不正行為を防ぐ方策として、「システムの操作者を限定」、「システムの 捜査権限の適正な付与」及び「操作端末からの外部接続禁止及び記憶媒体の使用禁止によるデータ持出し制限」を行っている。

### 評価実施機関名

鳴沢村長

### 公表日

令和7年3月24日

[令和6年10月 様式2]

#### I 関連情報

#### 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称 国民健康保険に関する事務 ・国民健康保険法に基づき、被保険者の資格の得喪・変更等の管理、被保険者証・限度額適用認定証 等の発行、レセプトのチェック、療養費等の給付業務を行う。 特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 ①被保険者等の資格に関する届出受付・管理等 ②医療給付に関する届出受付・管理・所得区分等の確認・支払 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利 用特定個人情報の提供に関する命令に基づき、情報提供に必要な情報を「副本」として装備した中間 サーバーを介して情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報 の照会と提供を、符号を用いて行う。 「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」 によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療 保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者 等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合 会」という。)または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)」(以下「支払基金等」 という。)に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、 オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、 ②事務の概要 機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、 国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)及び支払基 金(以下「取りまとめ機関」という。)が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して 行う。 <オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号 の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)> ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から 委託を受けた国保中央会が、当村からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等に おける資格履歴管理事務」を行うために、当市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を 抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、 当村からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等 事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、 当市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報 とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。 国民健康保険(税)システム、国民健康保険(資格)システム、国民健康保険(給付)システム、収納消込 /滞納管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、国保総合(国保集約システム)、EUC システム ③システムの名称 国保総合システムおよび国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム(\*)」という。) \* 国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバ群 と、市区町村に設置される国保総合PCで構成される。

#### 2. 特定個人情報ファイル名

国民健康保険税賦課ファイル、国民健康保険資格ファイル、国民健康保険給付ファイル、国民健康保険収滞納ファイル、住登外者宛名 番号管理関係ファイル、団体内統合宛名関係ファイル

### 3. 個人番号の利用 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31 日法律第27号)及び別表(第九条関係) 第24、44項 <オンライン資格確認の準備業務> 法令上の根拠 ·番号利用法 第9条第1項(利用範囲) 別表第1 項番30 番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 <選択肢> 1) 実施する 実施する ] ①実施の有無 2) 実施しない 3) 未定 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31 日法律第27号)及び別表(第九条関係) 【情報提供】1,2,3,6,13,27,42,48,56,65,69,83,87,115,117,125,131,141,158,160,161,164,165,166,173項 【情報照会】69,70,71,160項 ②法令上の根拠 <オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備 として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署 住民課 住民課長 ②所属長の役職名 6. 他の評価実施機関 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先 住民課 山梨県南都留郡鳴沢村1575 電話 0555-85-3082 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先 住民課 山梨県南都留郡鳴沢村1575 電話 0555-85-3082 9. 規則第9条第2項の適用 ]適用した 適用した理由

## Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[ 1,000人未満(任意実施) ]		<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上			
	いつ時点の計数か	令和	令和7年3月6日 時点				
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[	500人未満	]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	令和7年3月6日 時点					
3. 重大事	3. 重大事故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか			発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

### Ⅲ しきい値判断結果

### しきい値判断結果

## 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

### Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類							
	項目評価書 施機関については、それ	] いぞれ重点項目評価	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書				
2. 特定個人情報の入手(	2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)						
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[  十分であ	<b>ა</b>	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				

3. 特定個人情報の使用				
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[ 十分で	ある ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分で	ある ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		1	]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[ 十分で	ある ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転	云(委託や情報提供	<b>ドットワークシステ</b> ム	▲を通じた提供を除く。) [	]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[ 十分で	ある ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[ ]接続しない(入手) [	]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[ 十分で	ある ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[ 十分で	ある ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
7. 特定個人情報の保管・2	<b>消去</b>			
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[  十分で	ある ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である	

8. 人手を介在させる作業	[ ]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	<選択肢>
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに基づき、マイナンバー登録や副本の作成を行っている。また、申請者からマイナンバーの提供を受けることを徹底し、住基ネット照会の際には4情報、3情報による照会を行うことを厳守している。  ガバメントクラウド移行作業時におけるリスクに対する措置としては、以下を講じている。 ①データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入に関する作業者の権限管理・特定個人情報ファイルの取扱権限を持つ管理者IDを発行し、必要最小限の権限及び数に制限している。 ・作業者は範囲を超えた操作が行えないようシステム的に制御している。・移行以外の目的・用途でファイルを複製しないよう、作業者に対して周知徹底を行っている。②移行データ・作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録している。・システム間でのデータ転送により移行業を行う場合は、本村のネットワークから利用しているデータセンターへの閉域網回線によるVPN接続を行いセキュアな専用線による接続を行うことで外部からの読み取りを防止している。 ③テストデータ・特定個人情報を含むデータは、必要最小限のテストデータのみを生成している。 「ウオットワークもしくはガバメントクラウド内の閉域環境内でテストを実施することでセキュリティを担保している。 ④相互牽制・移行作業は二人で行う相互牽制の体制で実施している。
9. 監査	
実施の有無	[ O ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査
10. 従業者に対する教育・	<b>啓発</b>
従業者に対する教育・啓発	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策 [ ]全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられ る対策	[9) 従業者に対する教育・啓発    <選択肢>   目的外の入手が行われるリスクへの対策   目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策   3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策   4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策   5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)   6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策   7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策   8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策   9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	鳴沢村特定個人情報等の取扱いに関する管理規程及び鳴沢村特定個人情報等の取扱いマニュアルに基づき、特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員等は教育研修を受講している。各研修において受講確認が行われ、未受講者に対して再受講の機会が付与されており、関係する全ての職員が研修を受講するための措置が講じられている。このことから、教育・啓発は「十分に行っている」と考えられる。

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月29日	システムの名称	国民健康保険(税)システム、国民健康保険(資格)システム、国民健康保険(給付)システム、 収納消込/滞納管理システム、団体内統合宛 名システム、中間サーバー	国民健康保険(税)システム、国民健康保険(資格)システム、国民健康保険(給付)システム、 収納消込/滞納管理システム、団体内統合宛 名システム、中間サーバー、国保総合(国保集 約システム)	事前	国保集約システム移行に伴う変更
平成31年2月28日	Ⅳ リスク対策	なし	項目追加	事後	評価書の様式変更による
令和3年9月1日	I 関連事務 1. 特定個人情報を取り扱う事 務 ②事務の概要	略	TE療味限制度の過止がフ別学的な理点を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の情報提供に係別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託を受けた国民健康保めて共同して支払基金等に受けた国民健康保険中央会(以下「取りまとめ機関」という。)が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。	事後	国保総合(国保集約)システム 及び 医療保険者等向け中間 サーバー等 における「オンラ イン資格確認等 システム稼 働に向けた準備としての資格 履歴管理事務、機関別符号の 取得等事務

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月1日	I 関連事務 1. 特定個人情報を取り扱う事 務 ②事務の概要	略	マオンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)>・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会をいた国保中央会が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当市からの委託を受けて「医療保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当市からの委託を受けて「医療保険者等の資格情報を利用するために、大変払基金が、当市からの委託を受けて「医療保険者等の資格情報を利用して、当市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを組付けるために機関別符号の取得並びに組付け情報の提供を行う。	事後	国保総合(国保集約)システム 及び 医療保険者等向け中間 サーバー等 における「オンラ イン資格確認等 システム稼 働に向けた準備としての資格 履歴管理事務、機関別符号の 取得等事務
	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠  I しきい値判断項目 1. 対象者人数 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	番号法第9条第1項 別表第一 30項 平成26年内閣府·総務省令第5号第24条 平成31年3月1日時点	番号法第9条第1項 別表第一 30項 平成26年内閣府・総務省令第5号第24条 <オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 第9条第1項(利用範囲) 別表第1 項番30 ・番号利用法別表第1の主務省令で定める事務 を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	国保総合(国保集約)システム 及び 医療保険者等向け中間 サーバー等 における「オンラ イン資格確認等 システム稼 働に向けた準備としての資格 履歴管理事務、機関別符号の 取得等事務

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月1日	I 関連事務 1. 特定個人情報を取り扱う事 務 ②事務の概要	略	国保総合システムおよび国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム(*)」という。) *国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバ群と、市区町村に設置される国保総合PCで構成される。	事後	国保総合(国保集約)システム 及び 医療保険者等向け中間 サーバー等 における「オンラ イン資格確認等 システム稼 働に向けた準備としての資格 履歴管理事務、機関別符号の 取得等事務
令和3年9月1日		番号法第19条第7号 別表第二 【情報提供】 1,2,3,4,5,12,15,17,22,26,27,29,30,33,39,42,58,62,7 8,80,87,88,93,97,106,109,120項 【情報照会】27,42,43,44,45項 平成26年内閣府·総務省令第7号 【情報提供】1,2,3,4,5,19,20,25,33,43,44,46条	番号法第19条第8号 別表第二 【情報提供】 1,2,3,4,5,12,15,17,22,26,27,29,30,33,39,42,58,62,7 8,80,87,88,93,97,106,109,120項 【情報照会】27,42,43,44,45項 平成26年内閣府・総務省令第7号 【情報提供】1,2,3,4,5,19,20,25,33,43,44,46条 【情報照会】20,25,26条 〈オンライン資格確認の準備業務〉 ・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備 として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事前	デジタル社会の形成を図る為の関係法律の整備に関する 法律令和3年9月1日施行による条項号ズレによる修正。
令和4年4月28日	1. 対象者人数 2. 取扱者数	1,000人以上1万人未満	1,000人未満(任意実施)	事後	再評価による人数変更
令和4年11月9日	1 関連情報 3. 個人番号の利用 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		番号法第9条第1項 別表第一 30項、101項 番号法第19条第8号 別表第二 【情報提供】 1,2,3,4,5,12,15,17,22,26,27,29,30,33,39,42,58,62,7 8,80,87,88,93,97,106,109,120,121項	事前	公金受取口座登録制度

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月19日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシス	8,80,87,88,93,97,106,109,120,121項 【情報照会】27,42,43,44,45項 平成26年内閣府・総務省令第7号 【情報提供】1,2,3,4,5,19,20,25,33,43,44,46条 【情報照会】20,25,26条 <オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準	番号法第19条第8号 別表第二 【情報提供】 1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,29,30,33,39,42,43,44,46,58,62,78,80,81,87,88,93,95,97,106,109,120,12 1項 【情報照会】27,42,43,44,45,121項 平成26年内閣府・総務省令第7号 【情報提供】1,2,3,4,5,10条の2第2項,11条の2第2項,1519,20,25,33,43,44,46条 【情報照会】20,25,26条 <オンライン資格確認の準備業務>・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等)・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 令和5年12月19日時点	事前	国保情報集約システムのクラウド化による評価再実施
令和7年2月28日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	-	2) 十分である	事後	様式移行に伴う追記
	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 判断の根拠	_	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに基づき、マイナンバー登録や副本の作成を行っている。また、申請者からマイナンバーの提供を受けることを徹底し、住基ネット照会の際には4情報、3情報による照会を行うことを厳守している。		様式移行に伴う追記

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月24日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシス テムによる連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 【情報提供】 1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,29,30,33,39,42,43,44 ,46,58,62,78,80,81,87,88,93,95,97,106,109,120,12 1項 【情報照会】27,42,43,44,45,121項 平成26年内閣府・総務省令第7号 【情報提供】1,2,3,4,5,10条の2第2項,11条の2第2項,1519,20,25,33,43,44,46条 【情報照会】20,25,26条 〈オンライン資格確認の準備業務〉・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等)・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	の番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)及び別表(第九条関係) 【情報提供】 1,2,3,6,13,27,42,48,56,65,69,83,87,115,117,125,13 1,141,158,160,161,164,165,166,173項 【情報照会】69,70,71,160項 〈オンライン資格確認の準備業務〉 ・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備 として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事前	番号法改正に伴う修正
令和7年2月28日	Ⅳ リスク対策 8. 人手を介在させる作業	-	十分である 申請者からマイナンバーの提供を受け、そのう えで記載されたマイナンバーの真正性確認を 行っている。また、特定個人情報の入手にあ たっては、4情報又は住所を含む3情報を必ず確 認し、人為的なミスが発生するリスクへの対策 を講じている。	事後	様式変更に伴う記載内容追加
令和7年2月28日	Ⅳ リスク対策 11. もっとも優先度が高いと 考えられる対策	_	9)従業者に対する教育・啓発 十分である 鳴沢村特定個人情報等の取扱いに関する管理 規程及び鳴沢村特定個人情報等の取扱いマ ニュアルに基づき、特定個人情報を取り扱う事 務に従事する職員等は教育研修を受講してい る。各研修において受講確認が行われ、未受講 者に対して再受講の機会が付与されており、関 係する全ての職員が研修を受講するための措 置が講じられている。このことから、教育・啓発は 「十分に行っている」と考えられる。	事後	様式変更に伴う記載内容追加

	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
会和7年2月24日 在させる作業	策 8. 人手を介		ガバメントクラウド移行作業時におけるリスクに対する措置としては、以下を講じている。 ①データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入に関する作業者の権限管理・特定個人情報ファイルの取扱権限を持つ管理を発行し、必要最小限の権限及び数に制している。・作業者は範囲を超えた操作が行えないようシステム的に制御している。・移行以外の目的・用途でファイルを複製しないよう、作業者に対して周知徹底を行っているう、作業移了乗して間がないことを確認した上で破棄し、破棄日でのデータは、本村のネットワークから利用している。・システム間でのデータを記したより移行作業を記したよるとでかまからの説み取りを防止している。 データセンターへの閉域網によるVPN接続を行うことで外部からの説み取りを防止している。 ③テストデータのみを生成している。 ④オータークの別域環境している。 ④相互牽制・移行作業は二人で行う相互牽制の体制で実施している。	事前	ガバメントクラウド上への副本 データ移行(本番データ移行) 前の再評価